

2026年度

MGアクション・チャレンジ奨励金タイプA（経済支援）

MGアクション・チャレンジ奨励金(タイプA)は、「経済困窮」などの事情で課外活動に専念できない・行うことが困難である本学学部生に、課外活動の機会を提供することを目的とした給付金です。

(I) 応募資格・条件

〔応募資格〕

本学学部生で休学・停学・留学中ではなく、原則、最短修業年限内である者

(※休学期間は修業年限に含まない。)

〔応募条件〕

- ① 「スポーツ」「学術」「文化系(ボランティア・国際交流等)」の課外活動において、すでに継続的に取組みをしている、あるいは将来に向かって継続して取組みたいと考えている者のうち、経済的援助が必要と認められる者

※ 正課の延長となる活動、資格取得を目的とした活動は、応募対象「外」とする。

※ 個人への給付を対象とした奨励金のため、団体での出願は応募対象「外」とする。

- ② 現時点で「高等教育の修学支援新制度(日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免)」を受給している、または採否は未確定だが、本奨励金の募集締切日までに高等教育の修学支援新制度に出願している者

※ 「高等教育の修学支援新制度」が不採用となった場合、本奨励金の採用決定後でも給付を取り消すことがある。

- ③ 1年次生の場合、今年度春学期終了時点で「標準修得単位数」以上の修得が見込める者
2年次生以上の場合、在学年次の「標準修得単位数」を修得できている者

※ 標準修得単位数=所属学科の卒業単位数/8×前学期終了時点での学期数(休学した学期は除く)

※ 今年度編入した3年次生については、1年次生と同様の基準とする。

(II) 給付額

最高額100,000円/名(予定)

(III) 選考時の提出書類

- | | |
|--|--------------------------------|
| ① 【様式1】願書 | →A4サイズ・両面で印刷 |
| ② 【様式2】活動計画書 | →A4サイズ・両面で印刷 ※データ入力推奨 |
| ③ 【様式3】誓約書 | →A4サイズで提出 |
| ④ 最新の履修登録確認表 | →Port Hepburn(教務Web)から印刷 |
| ⑤ 最新の成績通知書 | →Port Hepburn(教務Web)から印刷 |
| ⑥ 特殊事情に関する証明書 | →該当者のみ提出(詳細は【様式1】願書を参照してください) |
| ⑦ 「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)」の結果表示画面を印刷したもの | →高等教育の修学支援新制度に出願中(採否未確定)の者のみ提出 |

[本学生支援機構 HP > 進学資金シミュレーター][明治学院大学 HP > 所定様式のダウンロード]

【⑦の給付奨学金シミュレーション】

【①～③の願書の二次元コード】



(V) 選考スケジュール

〔受付期間〕2026年4月1日(水)～5月15日(金)

〔選考審査〕

(一次審査) 提出書類に基づいて**書類審査** (5月中旬～5月下旬予定)

(最終審査) 一次審査の通過者のみ**面接** (5月下旬～6月上旬予定)

〔採用者発表〕

2026年7月上旬(予定) ※ 給付は2026年7月下旬を予定

(VI) 採用後の義務・注意事項

〔採用後の義務〕

- ① 出願時に申告した取組みについて、取止めないこと
- ② 「**年度末報告書**」を、2027年3月5日(金)までに提出すること
- ③ その他、大学により求められた**成果発表等**の諸対応を行うこと

〔注意事項〕

下記のいずれかに該当した場合、給付の取消し、及び給付金の返還を求めます。

- ① 学籍を失ったとき
- ② 当該年度に停学・休学となったとき
- ③ 奨励金の出願にあたり、虚偽記載や申告、その他の不正な事実が判明したとき
- ④ 学則に違反し、懲戒処分を受けたとき
- ⑤ 受給者が正当な理由なく、採用後の義務を果たさなかったとき
- ⑥ その他、受給者として不適格な言動・行為が発覚したとき

(VII) お問合せ・書類提出先

お問合せ・書類提出先	対象学生
学生課 (白金校舎) ☎03-5421-5155	文・経済・社会・法・心理学部 3年次生以上
横浜学生課 (横浜校舎) ☎045-863-2030	文・経済・社会・法・心理学部 1～2年次生 国際学部・情報数理学部の1～4年次生